

NPO 法人 都市災害に備える技術者の会

ニューズレター issue 35



都市災害に備える技術者の会事務局：〒651-1432 兵庫県西宮市すみれ台3-1（太田ジオリサーチ内）
TEL:078-907-3120 FAX: 078-907-3123 e-mail: office@toshisaigai.net http://www.toshisaigai.net

WG-D 例会（3/13）報告

3月13日に開催したWG-D例会の議事録から、いまWG-Dがどのような活動をしているのかをご紹介します。興味を持たれた方は遠慮なく参加してください。

日時：2016年3月13日 13時～17時

場所：太田ジオリサーチ大阪支店

参加者：伊藤、廣野、片瀬、北、太田、柏田、野上、向井（8名）

1. 報告

- ①地域産学官と技術士との合同セミナー
(2/6)；向井顧問がパネルディスカッションのコーディネーター
- ②向井顧問の旭日中綬章合同祝賀会の報告
(2/14)
- ③兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課訪問(2/16)
- ④門真市危機管理課訪問(2/22)
- ⑤奈良県安全・安心まちづくり推進室課訪問
(2/23)；向井顧問が4/20に防災担当行政職員向け特別講演を行うことになった
- ⑥関西ナマズの会 阪神高速震災資料保管庫視察(2/25)；第1・第3水曜日・日曜日に一般公開。人数がまとまればその他の日でも可能。
- ⑦奈良県防災士会(2/27)；5/22に総会がある。その際に向井顧問の講演会をPRした。
- ⑧室崎先生訪問(3/10)(伊藤、片瀬、太田、山田、北)；発災直後の活動についてのNPOとして

できること。発災後に行くと役に立てる可能性はある。ただし、行政側に認知してもらうためには地道な活動が必要。発災直後の調査等については北さんをリーダーに進める。

⑨<ディスカッションメモ>

- ・法律に関することは、小西さんをリーダーに関西学院大学復興制度研究所などに相談して進める。顔を知ることが重要という観点から行政のネットワークについては平井さんをリーダーに進める。
- ・罹災証明の判定基準について片瀬さんから問題提起があった。総務省が管轄しているが、応急危険度判定は国交省の管轄で技術的視点が入る。り災証明は課税担当の事務職が行っており壁に×クラックが入っていると全壊になる。その後の支援に罹災証明があまりにも強く影響してしまう。り災証明のあり方に課題がある。
- ・講演会等で問題提起され、それを実効性のあるものにするためには、内閣府や関西学院大学に投げかけてみること(法改正に結びつける)は可能で必要ではないか。
- ・地区防災計画の作成方法等について議論があった。
- ・伊藤理事長から新たなチームの提案があった。復興速度を早くすることを考えるグループ。東北でうまくいかなかったことをリストアップ(相続手続きが行われておらず同意するのに手間がかかった等)。災害が起きた時に発生する問題点をリストアップする。行政サイドからの話だと組み合わせが多すぎて議論ができなくなる。技術者であれば、たとえば高盛

土するのであれば、どうやって短縮できるかということ拾い出すことも重要ではないか。

- ・人と防災未来センターが、大災害ごとに問題をリストアップしているはず。それを調べてから、技術者が解決可能のものがあるとき、それに組みあわせればよい。宅地・液状化についてリストアップしたことがある（廣野）。
- ・片瀬さんから震災5年後の被災者向け住宅用地の区画整理手法や防災集団移転事業手法などの手法別の整備率の一覧表の記事があった河北新報について説明があった。今後の復興事業手法のあり方の津波被災の場合、直下型地震被災地などで、どの手法が適切だったのか総括が必要。

<片瀬さんの東北報告；PPTで説明>

2016年2月22日～24日

宮城県七ヶ浜、名取市、山元町、相馬市
名取市閑上地区の従来の住民は漁業関係者だけではないので、土地区画整理より集団移転事業を望んだ人もあった。土地区画事業は、原則として現地換地。その仕組みが崩れた。計画は被災地で一番早くできたが、実行が一番遅くなった。当初は全部を土地区画整理事業でやろうとしたが、サラリーマンは都市に近いほうが便利なので外に出たい人がいた。集団防災移転内にはその地域に住みたい人もいた。土地区画整理事業内の「外に出たい人」は土地を売って出た。防災集団移転内の人でなお閑上地区に住みたい人は区画整理地内の土地を買って住む選択をした。

防災集団移転は任意事業なので、宅地を売らない人の土地及び、宅地以外は買収対象としないので、一体的な土地利用はできない。

七ヶ浜町、山元町、相馬市の公営住宅家賃は非常に低額。100%国費で地元の負担金無しで建設でき、自治体負担を少なくするため共同住宅とせざるを得なかった阪神の時と大きな差がある。

岩沼市では、地域出身の地域のことをよく知っている人が（元東京大学教授石川幹子さん）ワークショップを作ったのでうまくいった。

原発除染物を仮中間貯蔵施設の双葉町に持っていく課題抽出試験運搬が行われており、トンパック、1体につき10万円。遠方からは高速道路を使い200キロ走行しながら。

⑩野上さんの和歌山県測量設計業協会の講習会（講師は片瀬さん）の件

3月3日に協議を行った。技術委員会が協会員に提案して、幹部会で決定するしくみ。片瀬さんの講演を前向きに進めていきたいとの感触。4月に新体制にかわるので、開催する場合でも6月以降になる。

⑩2/26に世界津波の日制定の記念講演会があった。（向井）

県民文化会館2000席が満席。河田先生が短い講演会をされた。

⑪柏田さん3/27奈良市平城 家具の転倒防止講習会（柏田さんが手作りの模型を使用して）。対象は平城地区の希望者。

2. 今後の活動予定

①H28年3月20日(日)近畿地方整備局総括防災調整官の講演がある。

②その次の防災講演会は池口正晃技監にお願いしている。

③大阪府と滋賀県の危機管理担当部署を訪問する予定。

3. 今後の活動の方向について

①自治体間ネットワーク推進グループリーダーの平井氏が欠席していたので具体的議論はなかったが、今後、講演会に参加した自治体職員(国土交通省含む)の名簿作成やネットワークの意義、規約の作成・情報交換などから一步一步進めていく。

②発災後活動グループリーダーの北氏を軸に、3月10日の室崎先生訪問の内容を掘り下げ、活動内容や課題などについて洗い出しを行う。

③法整備検討グループリーダーの小西氏を軸に、室崎先生の指導を受けながら関西学院復興制度研究会などと接触を進める。

④片瀬氏の長野県松本市での講演例を発展さ

せるべく、行政が結んでいる災害協定の高度化・実用化の支援を進めていく。

⑤その他、新たに(仮称)復興迅速化グループを立ち上げて、現在の東日本での課題を抽出し解決策について検討することが提案された。

例：復興が遅れている→人が戻らない→商店・病院がない→人が戻らない→人手不足→産業が復興しないの悪循環がある。

例：復興事業(防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業など)を推進する→用地取得が必要→土地所有者との譲渡交渉→所有者が死亡・所有権移転が未成

例：事前復興計画の推進

(太田作成、片瀬、伊藤加筆)

防災一口メモ
水防法が改正されました
(伊藤東洋雄)

施行日：平成27年7月19日

背景：近年頻発する水害や、構造物の老朽化等を踏まえ、水防活動及び河川管理の充実及び連携の強化を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設、河川協力団体制度の創設等の措置を講ずるとともに、小水力発電の普及促進を図るため、従属発電のための水利使用に関する登録制度を創設する。

概要：

(1) 河川管理者による水防活動への協力
水防計画に河川管理者の協力に関する事項を定めることができることとし、河川管理者は、当該水防計画に基づき、水防管理団体が実施する水防活動に協力しなければならないこととする。

(2) 事業者等による自主的な水防活動の促進
浸水想定区域内の地下街等、高齢者等利用施設及び大規模工場等について、洪水時に当該施設の所有者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する自主的な取組を促進するための措置を講ずることとする。

(3) 河川管理施設等の維持又は修繕

河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持し、修繕することとし、そのために必要な技術的基準を政令で定めることとする。

(4) 河川協力団体制度の創設

河川管理者に協力して河川の工事等を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他の団体を河川協力団体として指定することとし、当該団体が活動を行う上で必要な河川法の許可等の特例を設けることとする。

(5) 従属発電のための水利使用に関する登録制度の創設

既に水利使用の許可を受けた河川の流水等を利用した従属発電について、水利使用手続の簡素化・円滑化を図るため、河川管理者による登録を受けなければならないこととする。

事務局だより

◆ニューズレターのバックナンバーは、ホームページ (http://toshisaigai.net/newsletter/newsletter_index.html) にアップロードしています。

◆ワーキンググループ活動の例会の案内は、ホームページにも掲載しますので、ご興味のある方は参加してください。

◆あらためてご案内いたしますが、振替用紙が届きましたら2015年度会費の納入をよろしく願いいたします。(正会員5000円です)

郵便局 00990-1-162816 加入者名 都市災害に備える技術者の会

三井住友銀行 藤原台支店 普通預金 7566003 特定非営利活動法人 都市災害に備える技術者の会
(2年間連続で未納の場合、自動的に退会扱いとなりますのでご注意ください。)

◆住所変更・メールアドレス変更等はできるだけ早く事務局にお知らせください。

書式等は、ホームページ <http://toshisaigai.net/join/join.htm> にあります。

◆メーリングリストが届かない方は、事務局までお知らせください。またメーリングリスト不要の方は、毎月初めに届くメーリングリスト備忘録に従って登録を外してください。

◆研修会講師の心当たり、あるいは研修内容の希望がありましたら、事務局 (office@toshisaigai.net) までお知らせください。

◆ニューズレターの原稿を随時募集いたします。お気軽に事務局までお送りください。